

# 住宅確保要配慮者に対する 賃貸住宅供給促進計画の概要

## 1 新たな住宅セーフティネット制度 [H29/10/25施行]

### 地方公共団体による住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の供給促進計画の策定

#### ●地方公共団体は、国の基本方針に基づき、賃貸住宅供給促進計画を定めることが可能

<計画に定めなければならない事項>

- (1) 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給目標
- (2) 住宅確保要配慮者に対する公的賃貸住宅の供給の促進に関する事項
- (3) 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する事項
- (4) 住宅確保要配慮者が入居する賃貸住宅の管理の適正化に関する事項
- (5) 計画期間

#### ●賃貸住宅供給促進計画に記載することにより、地域の実情に応じて以下の事項が可能

- ・法令に定める者以外の住宅確保要配慮者の追加
- ・登録住宅の規模の基準の強化又は緩和

【原則】 一般的な住宅：各住戸の床面積が25㎡以上

- ・居間・食堂・台所等を共同利用する単身居住の場合：専用部分が9㎡以上
- ( " " ひとり親世帯の場合：1世帯あたり専用部分が12㎡以上)

#### 計画の策定状況(R2.8.31時点)

全国：37都道府県13市町

うち近畿地区：滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、加古川市

## 2 住宅確保要配慮者の範囲

- 法令に定める者のほか、住宅確保要配慮者の追加事例を告示(※)において例示
- 供給促進計画に位置付けることにより、地域の実情に応じて、住宅確保要配慮者の追加が可

※住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する基本的な方針(H19国交省告示第1165号)

住宅確保要配慮者	法令規定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・低額所得者(月収15.8万円以下)</li> <li>・被災者(災害から3年以内)</li> <li>・高齢者</li> <li>・障害者</li> <li>・子どもを養育している者</li> <li>・外国人</li> <li>・中国残留邦人</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童虐待を受けた者</li> <li>・ハンセン病療養所入所者等</li> <li>・DV被害者</li> <li>・犯罪被害者等</li> <li>・北朝鮮拉致被害者等</li> <li>・更正施設退所者</li> <li>・生活困窮者</li> </ul>
	追加事例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新婚世帯</li> <li>・海外引揚者</li> <li>・原爆被爆者</li> <li>・戦傷病患者</li> <li>・児童養護施設退所者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・LGBT</li> <li>・UIJターン転入者</li> <li>・要配慮者に対して必要な生活支援等を行う者</li> </ul>
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・妊婦</li> <li>・要介護要支援者 等</li> </ul>	

### 住宅確保要配慮者の範囲 (公営住宅との比較)

	公営住宅制度 (公営住宅法・京都府府営住宅条例)	新たな住宅セーフティネット制度 (法・省令・告示)
低額所得者 (月収15.8万円以下)	○	○ (法)
被災者	○	○ (法、省令)
高齢者	○ (単身可)	○ (法)
障害者	○ (単身可)	○ (法)
子どもを養育している者	○	○ (法)
外国人	—	○ (省令)
中国残留邦人	○ (単身可)	○ (省令)
児童虐待を受けた者	—	○ (省令)
ハンセン病療養所入所者等	○ (単身可)	○ (省令)
DV被害者	○ (単身可)	○ (省令)
犯罪被害者等	○ (単身可)	○ (省令)
北朝鮮拉致被害者等	—	○ (省令)
更正施設退所者	—	○ (省令)
生活困窮者	—	○ (省令)

	公営住宅制度 (公営住宅法・京都府府営住宅条例)	新たな住宅セーフティネット制度 (法・省令・告示)
新婚世帯	○	△ (告示)
海外引揚者	○ (単身可)	△ (告示)
原爆被爆者	○ (単身可)	△ (告示)
戦傷病者	○ (単身可)	△ (告示)
児童養護施設退所者	—	△ (告示)
LGBT	—	△ (告示)
UIJターン転入者	—	△ (告示)
要配慮者に対して必要な生活支援等を行う者	—	△ (告示)
生活保護受給者	○ (単身可)	—
長期結核療養者	○ (単身可)	—
ストーカー被害者	○ (単身可)	—

●住宅確保要配慮者の追加の状況(概要)

	海外引揚	新婚	原爆被爆	戦傷病	児童養護施設	LGBT	UIJ	要配慮者支援	その他(主なもの)
北海道、福島県、埼玉県、東京都、神奈川県、新潟市、 <b>大阪府</b> 、高知県、福岡県、福岡市、旭川市、西東京市、横浜市、岡崎市	○	○	○	○	○	○	○	○	
岩手県、宮城県、秋田県、茨城県、静岡県、 <b>和歌山県</b> 、愛媛県、宮崎県、鹿児島県	○	○	○	○	○	○	○	○	妊婦
<b>滋賀県</b>	○	○	○	○	○	○	○	○	妊婦、要介護要支援、難病、被災地からの避難者(3年以内)、犯罪をした者等
徳島県	○	○	○	○	○	○	○	○	妊婦、炭鉱離職、離職退去、要介護要支援、被虐待
千葉県	○	○	○	○	○	○	○	○	更生保護対象者等、R1台風15・19号等被災者
香川県	○	○	○	○	○	○	○	○	妊婦、要介護要支援、被虐待、
長崎県	○	○	○	○	○	○	○	○	難病、要介護要支援
群馬県	○	○	○	○	○	○	○	○	失業者、低額所得世帯の学生
大分県	○	○	○	○	○	○	○	○	留学生の生活を支援(同居・近居)する学生
山形県	○	○	○	○	○	○	○	○	若者
いわき市	○	○	○	○	○	○	○	○	居住支援団体が認めた者
相模原市	○	○	○	○	○	○	○	○	難病患者
愛知県	○	○	○	○	○	○	○	○	失業者、ひとり親、低額所得世帯の学生
熊本県	○	○	○	○	○	○	○	○	失業者、若年性認知症、三世帯同居・近居、仮設住宅入居中の熊本地震被災者
熊本市	○	○	○		○	○	○	○	妊婦、失業者、若年性認知症、三世帯同居・近居、大規模災害時の仮設住宅入居者、居住支援協議会等から支援を受ける者
<b>兵庫県、加古川市</b>	○	○	○	○	○	○		○	被虐待、低額所得世帯の学生
岐阜県	○	○	○	○	○		○	○	ひとり親
山口県	○	○	○	○	○	○	○		
川崎市	○	○	○	○	○	○		○	難病・特定疾患、市が必要と認める者
鳥取県	○		○	○	○	○			起訴・執行猶予、罰金・科料
沖縄県	○		○	○	○				身元引受人がない世帯、ホームレス
青森県	○		○	○					
盛岡市		○			○				妊婦
茂木町							○※		※新婚又は子育て(妊婦含む)の場合に限る
倉敷市									H30年7月豪雨の被災者
山梨県、三重県、大分市									

### 3 (参考) 住宅確保要配慮者の定義

住宅確保要配慮者の属性		定義
法令規定	低額所得者	収入が月収15万8千円を超えない者
	被災者	・災害(発生から3年以内)により滅失又は損傷した住宅に居住していた者 ・災害(発生から3年以内)に際し災害救助法が適用された市町村の区域に住所を有していた者
	高齢者	※同じ年齢でも、心身の状態を始めとして相当の個人差があり、一律に年齢で区分することが難しいため、法律上の定めなし
	障害者	障害者基本法に基づく障害者
	子どもを養育している者	子ども(18歳に達する年度末までの間にある者)を養育している者
	外国人	日本の国籍を有しない者
	中国残留邦人	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく支援給付を受けている者
	児童虐待を受けた者	児童虐待の防止等に関する法律に基づく児童虐待を受けた者
	ハンセン病療養所入所者等	ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律に基づくハンセン病療養所入所者等
	DV被害者	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づく被害者で次のいずれかに該当するもの ・配偶者暴力防止等法に基づく一時保護又は保護が終了した日から起算して5年を経過していない者 ・配偶者暴力防止等法に基づき裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの
犯罪被害者等	犯罪被害者等基本法に基づく犯罪被害者等	

住宅確保要配慮者の属性		定義
法令規定	北朝鮮拉致被害者等	北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律に基づく帰国被害者等
	更正施設退所者	・更生保護法に基づく保護観察対象者 ・売春防止法に基づく保護観察に付されている者 ・更生保護法に基づく更生緊急保護を受けている者
	生活困窮者	生活困窮者自立支援法第3条第2項第3号に規定する事業による援助を受けている者
住宅確保要配慮者の属性		定義(案)
追加事例	新婚世帯	配偶者を得て5年以内の者
	海外引揚者	引揚者給付金等支給法に基づく厚生労働大臣の認定を受けている者
	原爆被爆者	原子爆弾被害者に対する援護に関する法律に基づく厚生労働大臣の認定を受けている者
	戦傷病者	戦傷病者特別援護法に基づく戦傷病者で、その障害の程度が恩給法に基づく特別項症から第六項症まで又は第一款症に該当する者
	児童養護施設退所者	・児童福祉法に基づく児童養護施設を退所しようとする者 ・児童福祉法に基づく児童養護施設を退所して5年以内の者
	LGBT	レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダー
	UIターン転入者	・京都府外に住所を有する者で京都府内に住所を変更しようとする者 ・京都府外に住所を有していた者で京都府内に住所を変更した日から起算して3年以内の者
	要配慮者に対して必要な生活支援等を行う者	上記の者に対して必要な生活支援等を行う者

●登録住宅に係る面積基準等の緩和状況

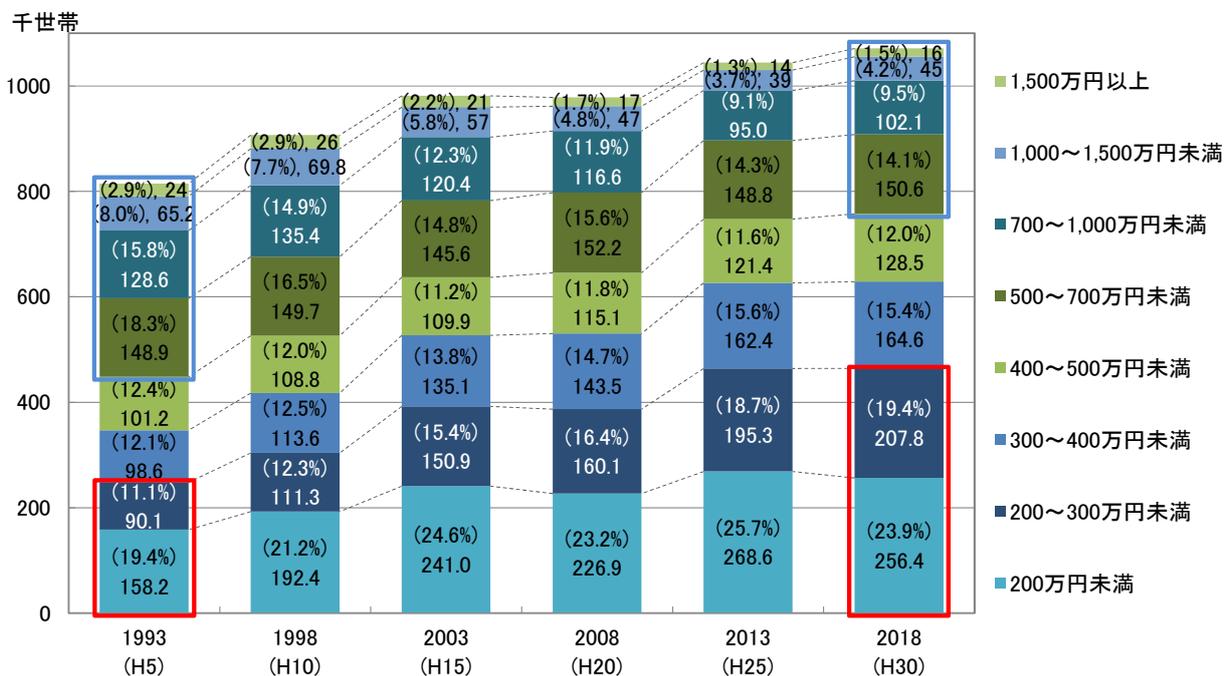
【国の基準】	一般【住戸25㎡】	一部共用【住戸18㎡】	共同居住型【1人専用居室9㎡、全体(15N+10)㎡】
いわき市	17年度着工： <u>17㎡以上</u>	—	—
東京都	H7年度以前着工： <u>15㎡以上</u> H8～17年度着工： <u>17㎡以上</u> H18年度以降着工： <u>20㎡以上</u>	<u>13㎡以上</u>	1人専用居室面積： <u>7㎡以上</u> 住宅全体面積：(13×居住人数+10)㎡以上
埼玉県	H7年度以前着工： <u>16㎡以上</u> H8～17年度着工： <u>18㎡以上</u>	—	—
千葉県	H18年度以前着工： <u>18㎡以上</u>	—	—
茨城県	<u>18㎡以上</u>	—	—
横浜市	H7年度以前着工： <u>16㎡以上</u> H8～17年度着工： <u>18㎡以上</u> H18年度以降着工： <u>20㎡以上</u>	—	【既存】 1人専用居室面積： <u>7.5㎡以上</u> 住宅全体面積：(12×居住人数+10)㎡以上 定員(ひとり親世帯の場合)：「各居室部分の床面積÷6㎡」人 【新築】 定員(ひとり親世帯の場合)：「各居室部分の床面積÷9㎡」人
川崎市	<u>20㎡以上</u>	—	—
相模原市	<u>16㎡以上</u>	<u>16㎡以上</u>	—
岐阜県	<u>23㎡以上</u>	<u>16㎡以上</u>	定員(ひとり親世帯の場合)：「各居室部分の床面積÷9㎡」人
愛知県、岡崎市	バリアフリー配慮時： <u>18㎡以上</u>	—	—
大阪府	<u>18㎡以上</u>	<u>13㎡以上</u>	1人専用居室面積： <u>7.5㎡以上</u> 住宅全体面積：(13.5×居住人数+10)㎡以上
鳥取県、香川県	H17年度以前着工： <u>18㎡以上</u>	—	—
山口県	立地適正化計画に定める 居住誘導区域内： <u>18㎡以上</u>	—	—
高知県	<u>18㎡以上</u>	<u>13㎡以上</u>	住宅全体面積：(14×居住人数+10)㎡以上 定員(ひとり親世帯の場合)：「各居室部分の床面積÷8㎡」人
福岡県、福岡市	H17年度以前着工： <u>18㎡以上</u>	H17年度以前着工： <u>13㎡以上</u>	H17年度以前着工： 1人専用居室面積： <u>7㎡以上</u> 住宅全体面積：(13×居住人数+10)㎡以上
長崎県	—	—	1人専用居室面積： <u>7㎡以上</u> 住宅全体面積：(13×居住人数+10)㎡以上
熊本市	<u>18㎡以上</u> 生活保護限定時：15㎡以上	<u>13㎡以上</u>	1人専用居室面積： <u>7㎡以上</u> 住宅全体面積：(13×居住人数+10)㎡以上

## 住宅確保要配慮者の状況

# 4 世帯の年収階級の推移（京都府）

<低額所得者>

- ・ 年収300万円未満の低所得者世帯は世帯数・割合ともに増加傾向にあり、特に、200～300万円未満の世帯は2018（H30）年時点で全体の19.4%もを占めている。
- ・ 年収500万円以上の世帯の割合は減少傾向にあり、1993（H5）年時点では全体の45.0%を占めていたが、2018（H30）年時点では29.3%まで減少している。



(注) 世帯年収「不詳」を除く。

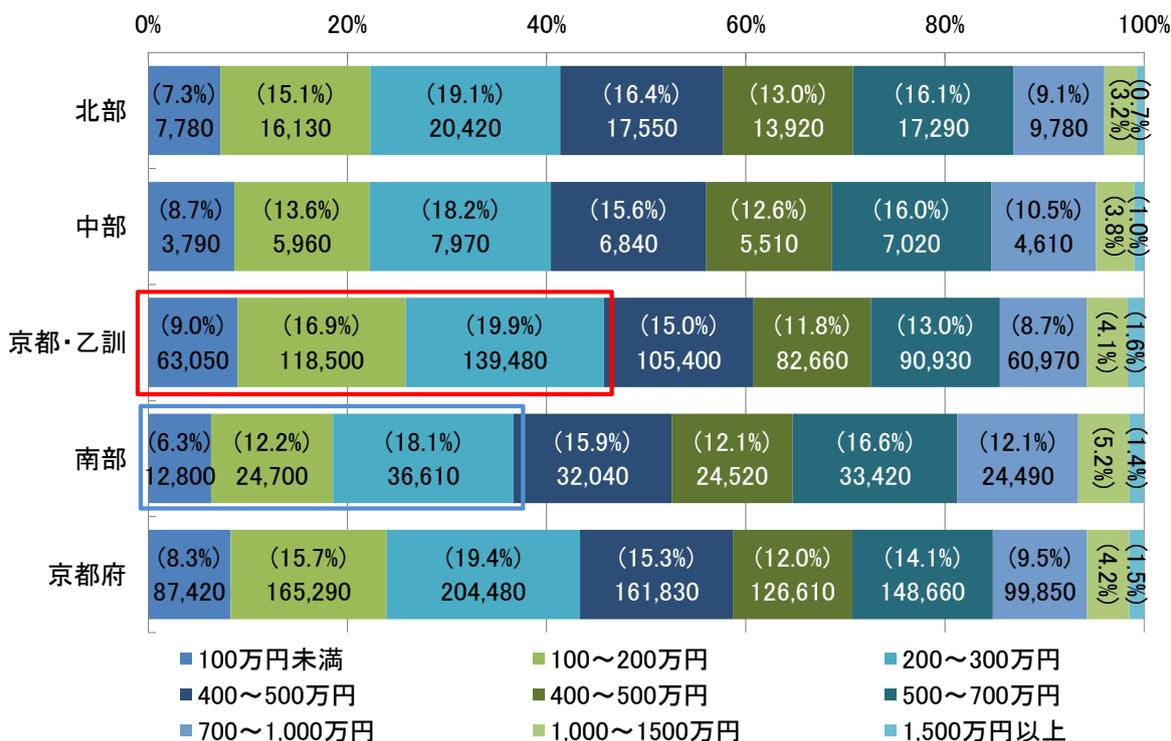
資料: 住宅・土地統計調査(総務省)

# 5 年収階級別 世帯数及び割合（地域別）

<低額所得者>

第2回基本政策部会資料再掲

年収300万円未満の低所得者世帯の割合は、京都・乙訓地域で最も多く（45.8%）、南部地域で最も少ない（36.7%）。



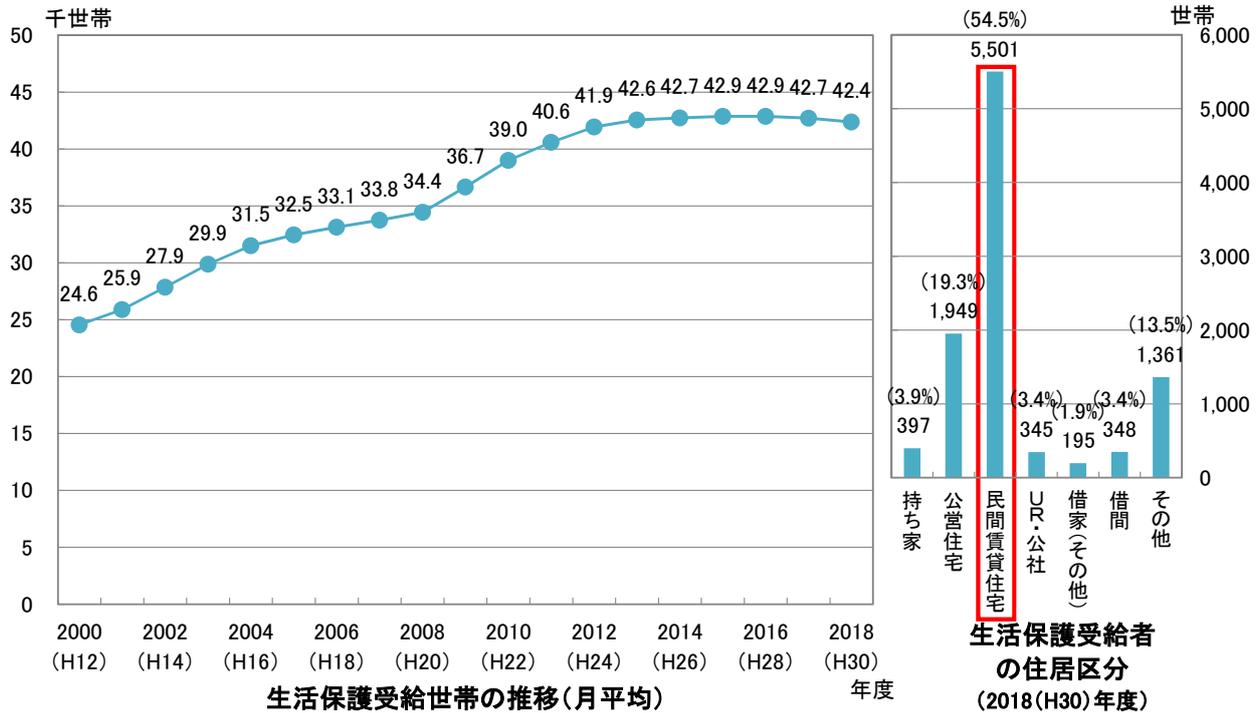
(注) 世帯年収「不詳」を除く。

資料: H30住宅・土地統計調査(総務省)

## 6 生活保護受給世帯の推移及び住居区分（京都府） <低額所得者>

第2回基本政策部会資料再掲

- 生活保護受給世帯は2012年（H24）年頃まで増加傾向にあったが、近年は横ばい
- 生活保護受給世帯の約54.5%は民間賃貸住宅に居住している。

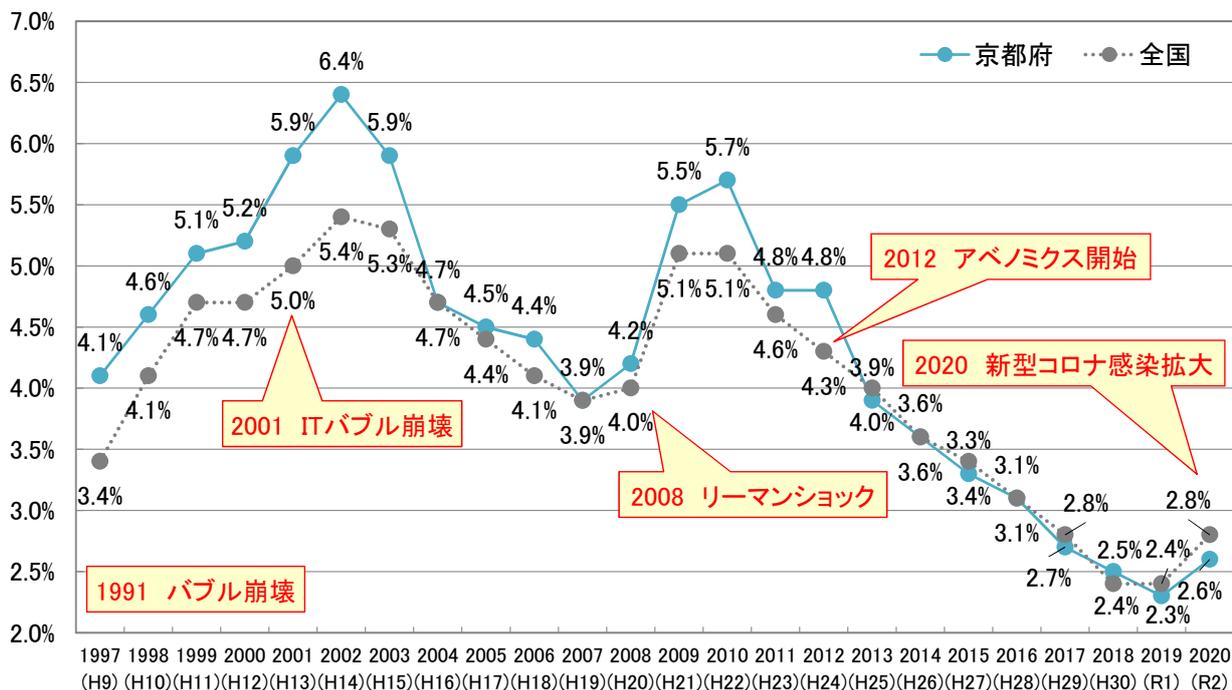


資料：京都府統計書、H30年度被保護者調査（厚生労働省）

## 7 完全失業率の推移（京都府） <低額所得者>

<低額所得者>

- 完全失業率は、リーマンショック後の2010（H22）年に5.7%とピークを迎えた後、緩やかに回復基調が続いている。
- 新型コロナウイルス感染拡大の影響により、2020（R2）年には10年ぶりの上昇となった。



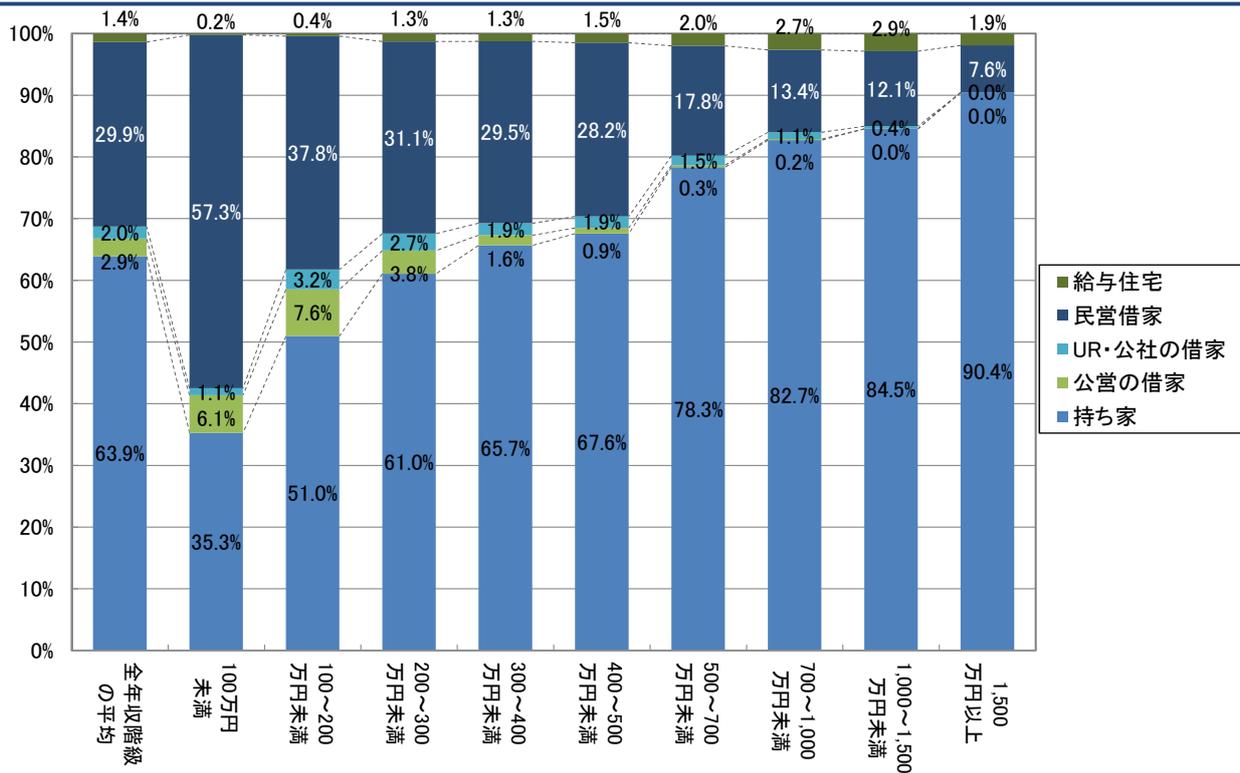
(注)「京都府」の値は、時系列回帰モデルによる推計値

資料：労働力調査（総務省）

## 8 年収階級別 住宅の所有関係（京都府）

<低額所得者>

所得の低い世帯ほど、持ち家比率が低く、民間賃貸住宅に居住している割合が高い。

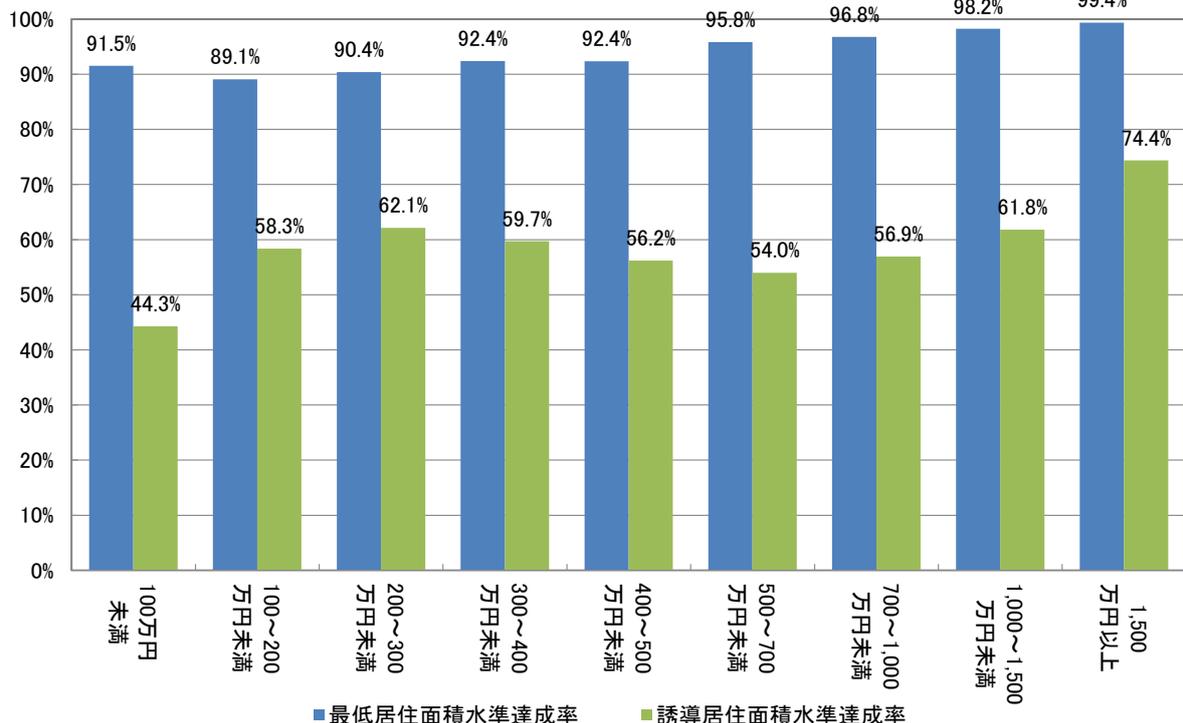


資料：H30住宅・土地統計調査（総務省）

## 9 年収階級別 居住水準達成率（京都府）

<低額所得者>

- ・最低居住面積水準達成率は、低所得世帯の方が若干低くなっている傾向がある。
- ・誘導居住面積水準達成率は、年収100～500万円未満の世帯よりも500～700万円未満世帯の方が低くなっている。



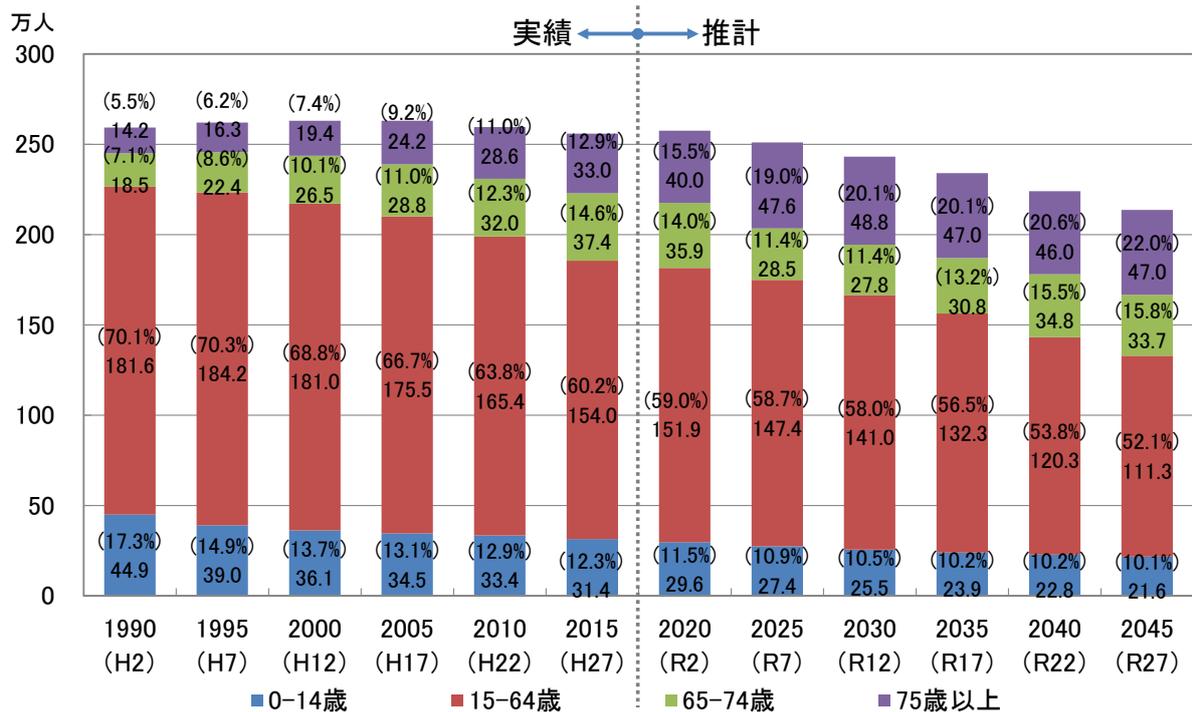
資料：H30住宅・土地統計調査（総務省）

# 10 年齢階級別 人口の推移（京都府）

<高齢者>

第2回基本政策部会資料再掲

- ・後期高齢者人口（75歳以上）割合は年々増加し、2030（R12）年には20%超となる見通し
- ・生産年齢人口（15～64歳）割合は年々減少し、2045（R27）年には約52%となる見通し

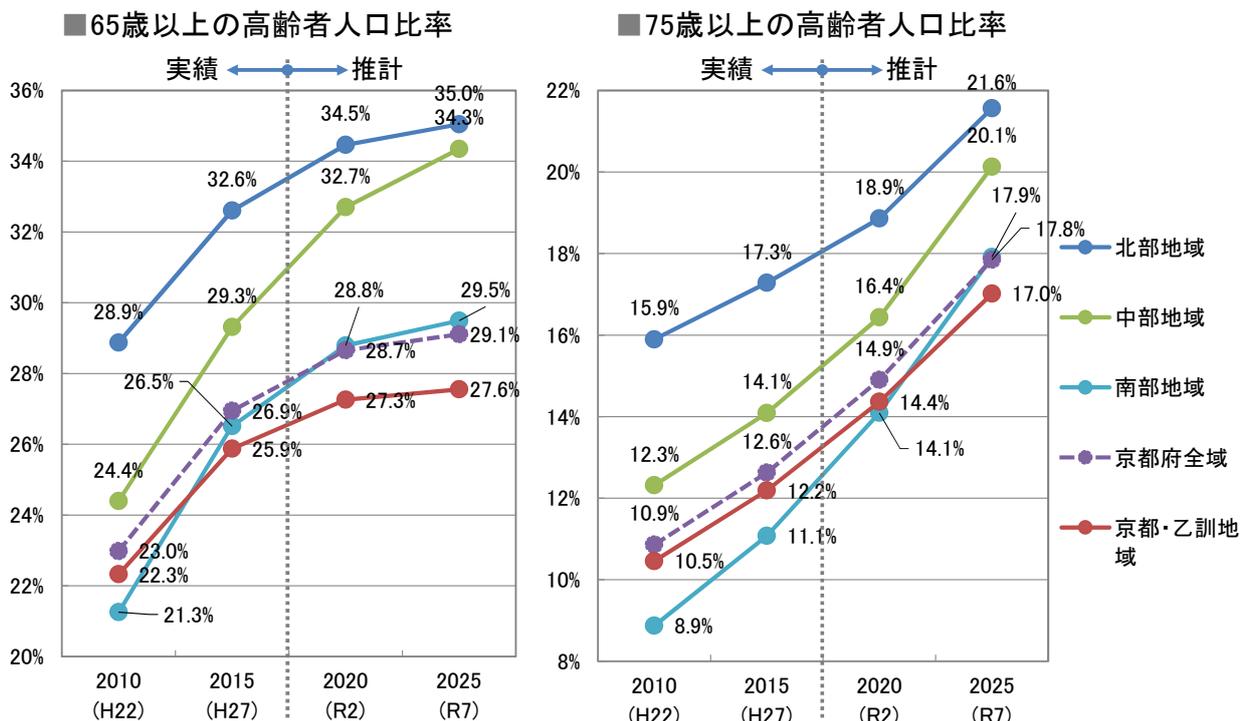


資料：国勢調査（総務省）、日本の地域別将来推計人口（平成30年3月推計）（国立社会保障・人口問題研究所）  
 （注）実績値は年齢「不詳」を除く一方、推計値は年齢「不詳」を按分している。

# 11 高齢者人口比率の推移（地域別）

<高齢者>

- ・65歳以上人口比率は収束する一方、75歳以上人口比率は加速度的に増加する見通し
- ・2010（H22）年時点では南部地域が最も高齢者人口比率が低かったが、65歳以上人口比率は京都・乙訓地域を既に上回り、75歳以上人口比率も今後上回る見通し

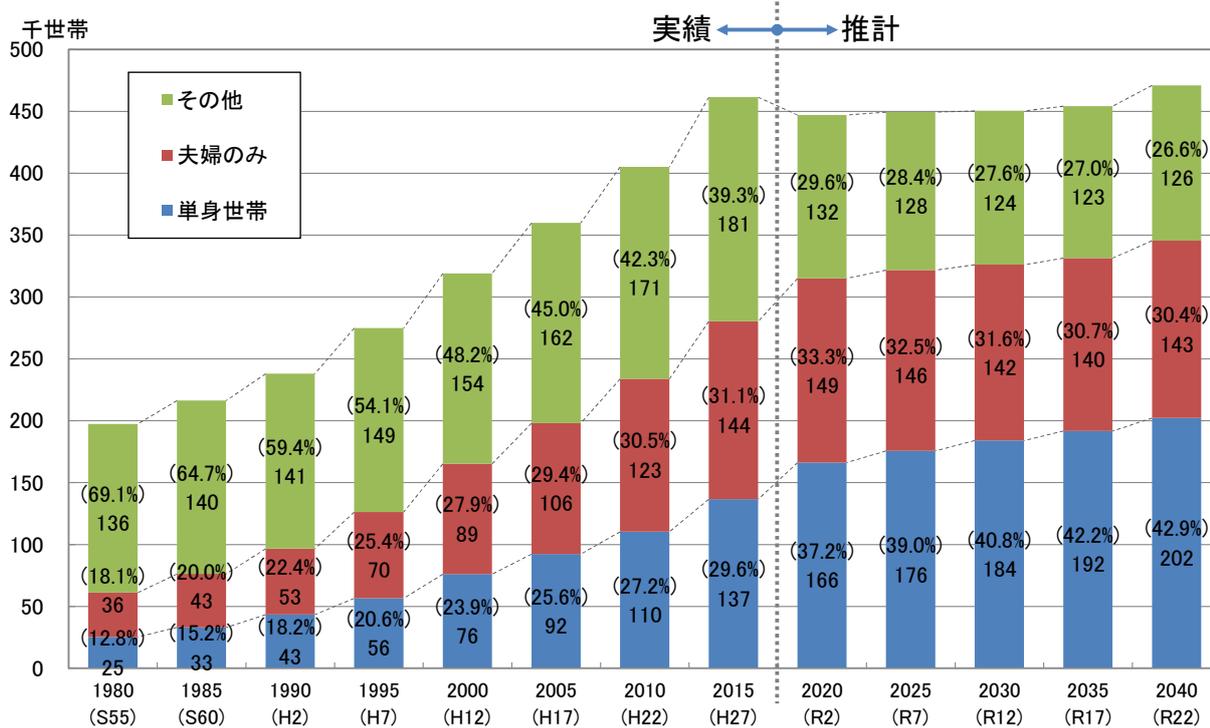


資料：第8次京都府高齢者健康福祉計画（京都府）

# 12 高齢者を含む世帯数の推移（京都府）

<高齢者>

- ・ 高齢者（65歳以上）を含む世帯は増加傾向にあり、2015（H27）年時点で約46.1万世帯
- ・ 特に単身高齢者が増加しており、2030（R12）年に高齢者世帯の40%超となる見通し

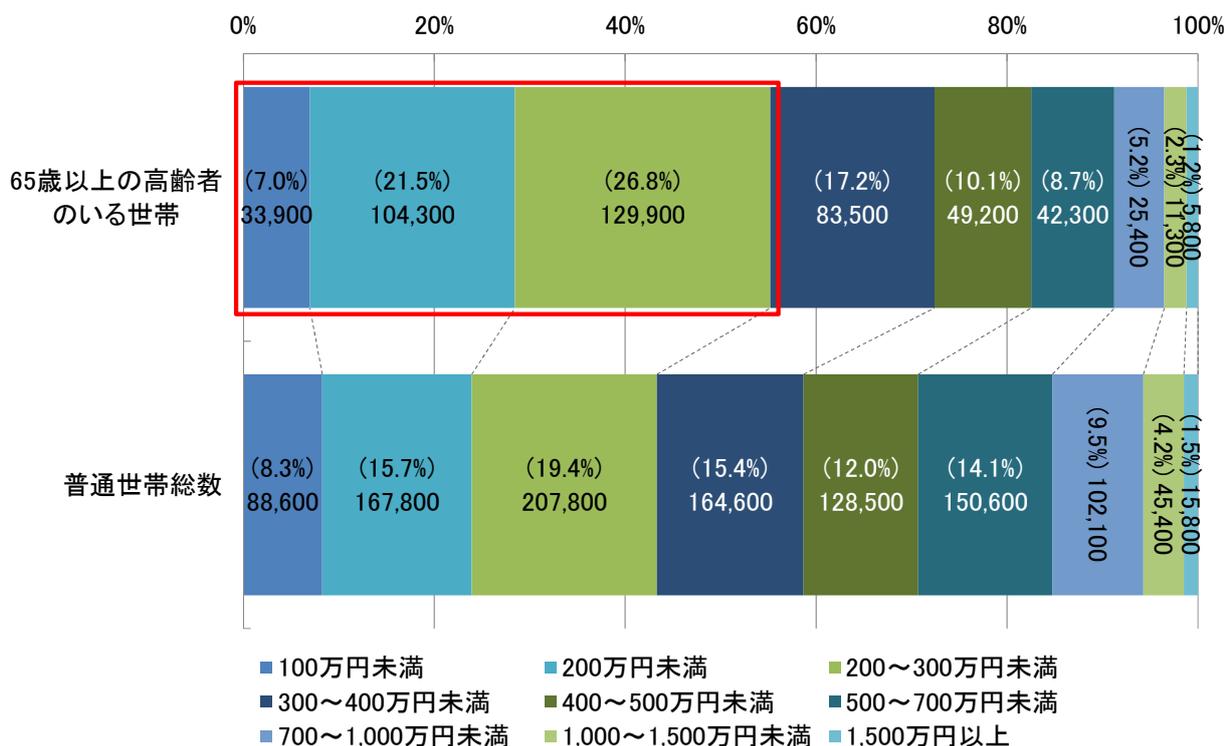


資料：国勢調査（総務省）、日本の世帯数の将来推計（都道府県別推計）（2019年推計）（国立社会保障・人口問題研究所）  
 （注）実績値は高齢者を含む一般世帯数である一方、推計値は、世帯主が高齢者である一般世帯数に限る。

# 13 高齢者を含む世帯の年収階級別割合（京都府）

<高齢者>

65歳以上の高齢者を含む世帯では、普通世帯全体に比べて低所得世帯の占める割合は高く、年収300万円未満の世帯が全体の半数以上を占めている。

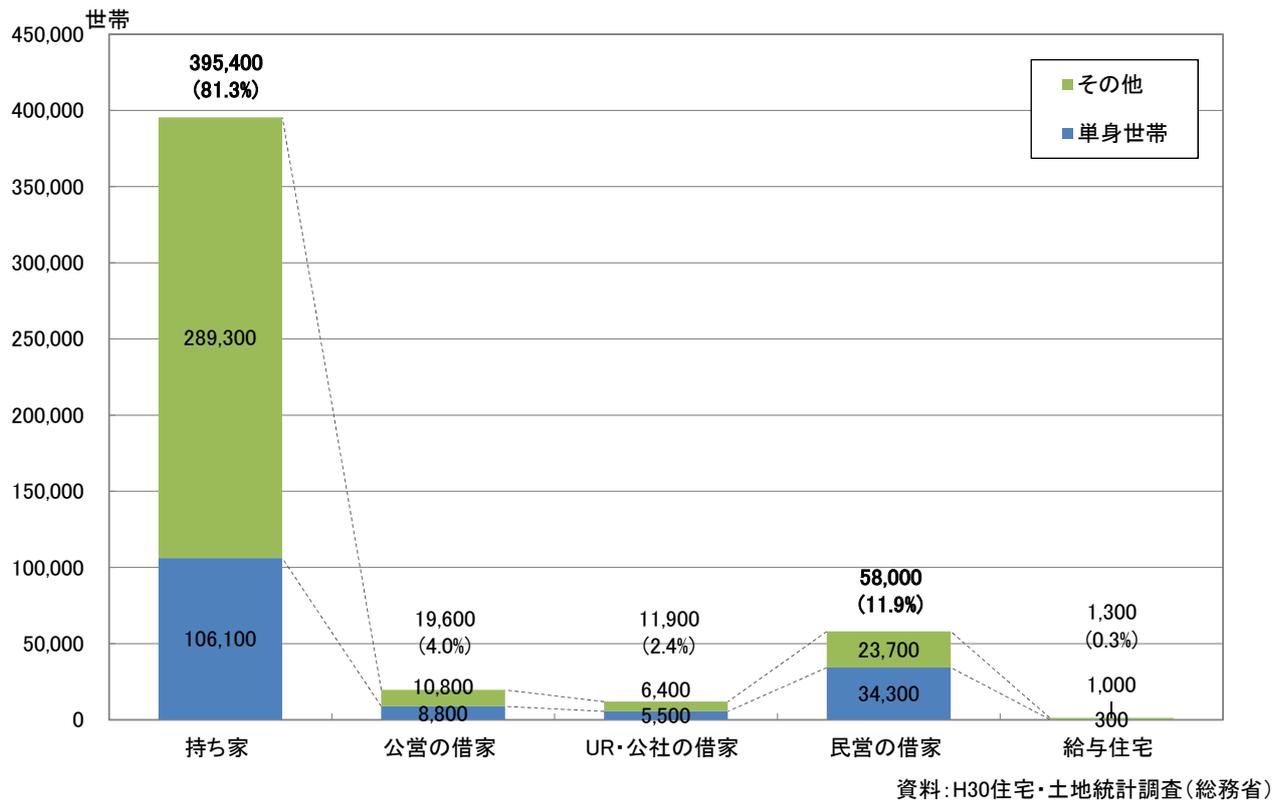


（注）世帯年収「不詳」を除く。

資料：H30住宅・土地統計調査（総務省）

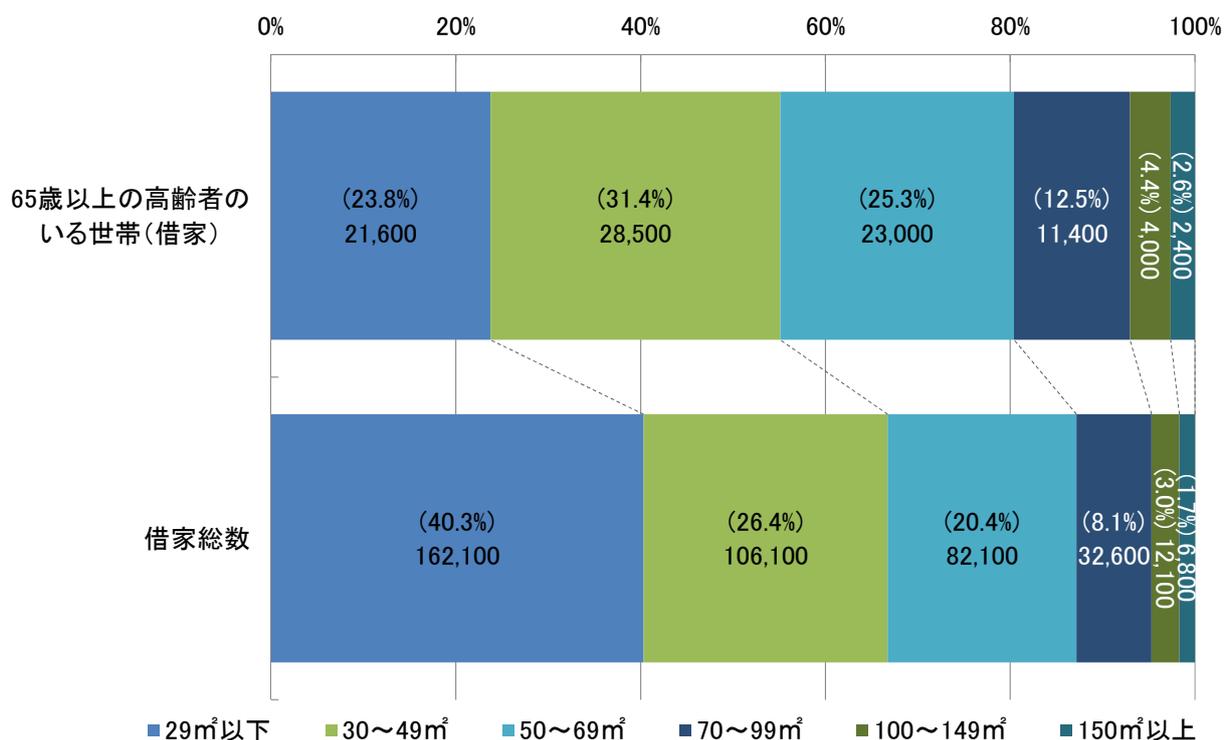
## 14 高齢者を含む世帯の住宅の所有関係（京都府） <高齢者>

- ・ 65歳以上の高齢者を含む世帯の81.3%が持ち家、11.9%が民間賃貸に居住している。
- ・ 単身世帯の割合は、持ち家では26.8%、民間賃貸では59.1%となっている。



## 15 65歳以上の高齢者のいる世帯（借家）の住宅の延べ面積（京都府） <高齢者>

65歳以上の高齢者のいる世帯（借家）では、借家全体と比べて、延べ面積の大きい住宅に居住している割合が高く、31.4%が30～49㎡の借家に居住している。



資料：H30住宅・土地統計調査（総務省）

# 16 高齢者等のための設備のある住宅の割合（市町村別）

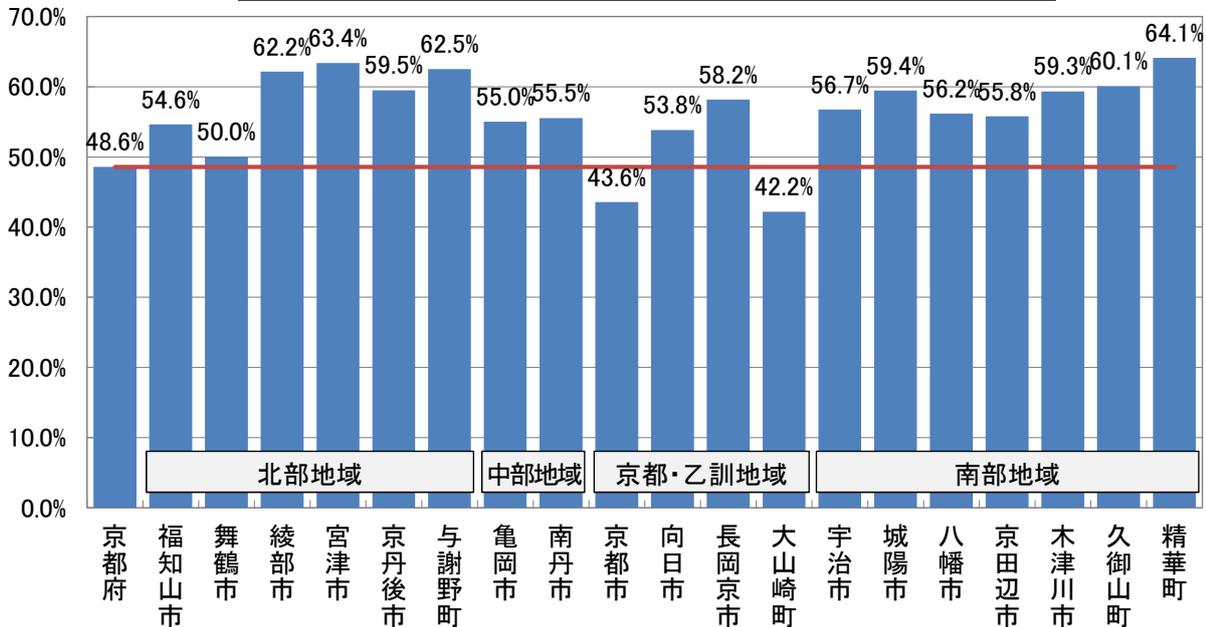
<高齢者>

第2回基本政策部会資料再掲

高齢者等のための設備のある住宅の割合は府全域で48.6%であり、市町村別にみると、大山崎町・京都市において50%を下回っている。

### 【高齢者等のための設備】

手すりがある/またぎやすい高さの浴槽/車いす通過可能な幅の廊下/段差のない屋内/道路から玄関まで車いすで通過可能



(注) 確報で公表されている市町(人口1.5万人以上)のみ集計

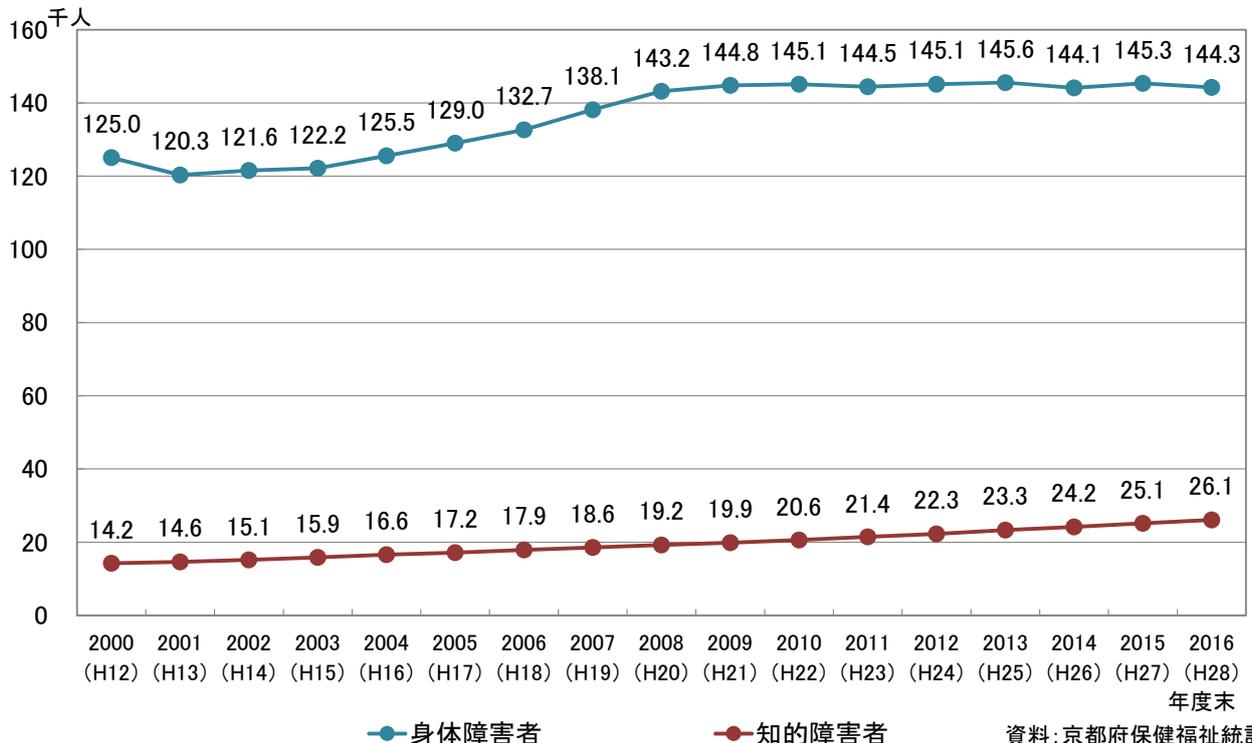
資料: H30住宅・土地統計調査(総務省)

# 17 身体・知的障害者数（手帳交付台帳登録数）の推移（京都府）

<障害者>

第2回基本政策部会資料再掲

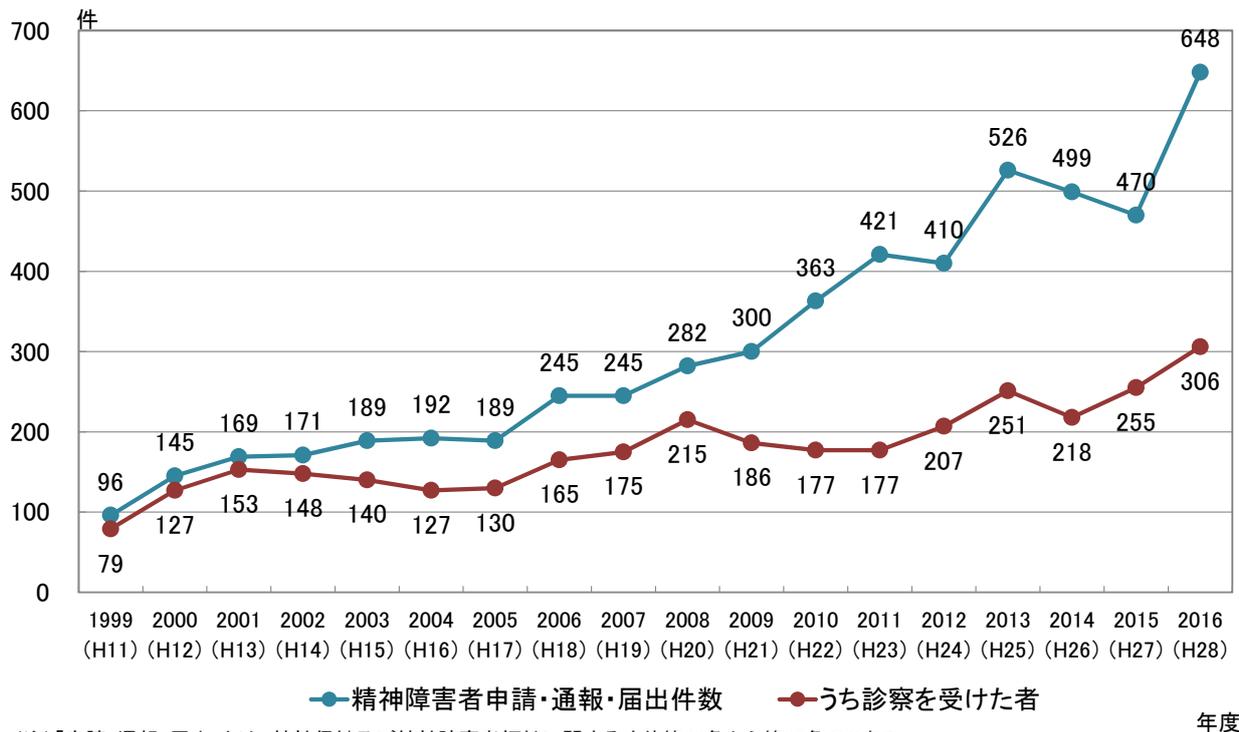
- ・身体障害者は、近年は横ばい傾向であり、約14.4万人前後で推移している。
- ・知的障害者は一貫して増加傾向であり、直近（2016（H28）年）で約2.6万人となっている。



資料: 京都府保健福祉統計

# 18 精神障害者数（申請・通報・届出件数）の推移（京都府） <障害者>

精神障害者の申請等件数は増加傾向にあり、2016（H28）年度では648件、このうち精神保健指定医の診察を受けた者が306件となっている。



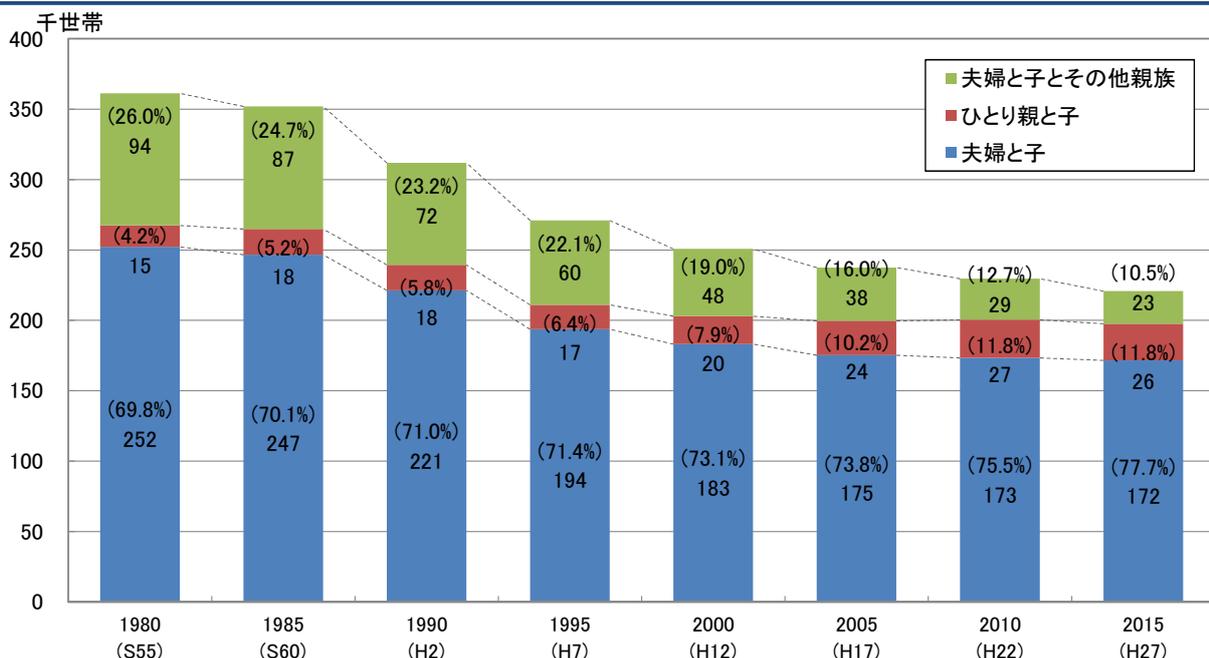
（注）「申請・通報・届出」とは、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第23条から第26条の2までの規定により、一般・警察官等から、精神障害者又はその疑いのある者等について、最寄りの保健所長を経て都道府県知事に申請・通報又は届出がなされることをいう。

資料：京都府保健福祉統計

# 19 子育て世帯数の推移（京都府）

<子育て世帯>

- ・ 18歳未満の子どもを養育している世帯は減少傾向にあり、2015（H27）年時点で約22.1万世帯
- ・ 家族類型別に見ると、「夫婦と子」、「ひとり親と子」に該当する世帯の割合が増加



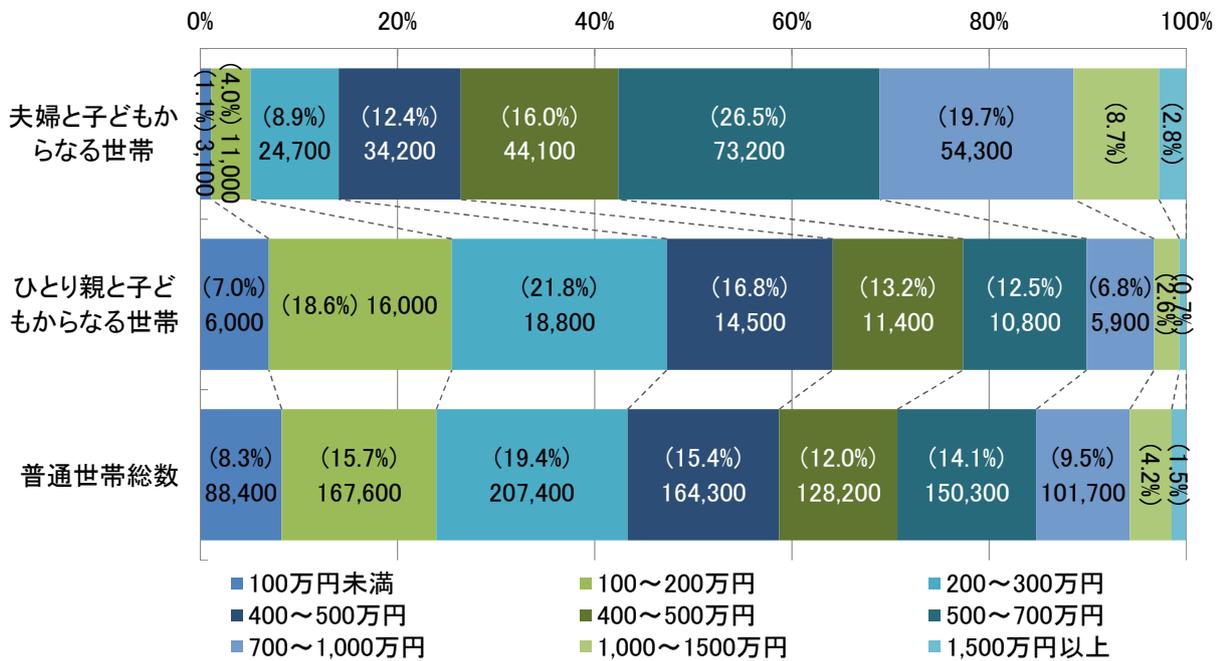
資料：国勢調査（総務省）

（注）18歳未満世帯員のいる一般世帯のうち、「夫婦と子供から成る世帯」、「男親と子供から成る世帯」、「女親と子供から成る世帯」、「夫婦、子供と両親から成る世帯」、「夫婦、子供とひとり親から成る世帯」、「夫婦、子供と他の親族（親を含まない）から成る世帯」、「夫婦、子供、親と他の親族から成る世帯」の合計

## 20 子育て世帯の年収階級別割合（京都府） <子育て世帯>

第2回基本政策部会資料更新

- ・夫婦と子どもからなる世帯では、年収500～700万円未満の世帯が26.5%と最多であり、普通世帯全体に比べて高所得層の占める割合が高くなっている。
- ・ひとり親と子どもからなる世帯では、年収200～300万円未満の世帯が21.8%と最多であり、普通世帯全体に比べて低所得層の占める割合が高くなっている。



(注)18歳以上の子どもを含む。

資料：H30住宅・土地統計調査（総務省）

## 21 子育て世帯の住宅の所有関係別割合（京都府） <子育て世帯>

第2回基本政策部会資料更新

- ・夫婦と子どもからなる世帯では、持ち家が81.9%で最も多く、次いで民営借家が13.8%となっており、持ち家比率は普通世帯全体よりも高い。
- ・ひとり親と子どもからなる世帯では、夫婦と子どもからなる世帯よりも持ち家比率は低い。また、公営借家の割合が7.6%と普通世帯全体に比べて高くなっている。

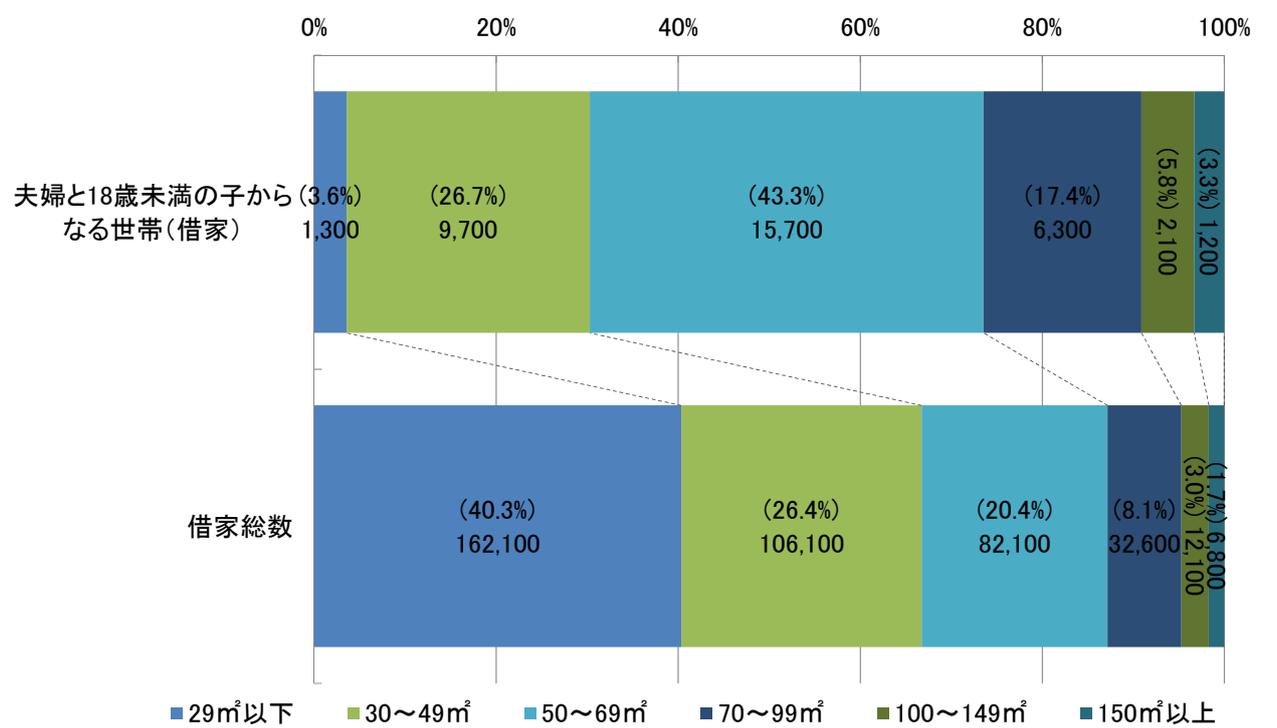


(注)18歳以上の子どもを含む。

資料：H30住宅・土地統計調査（総務省）

## 22 子どものいる夫婦世帯（借家）の住宅の延べ面積（京都府） <子育て世帯>

夫婦と18歳未満の子からなる世帯（借家）では、借家全体と比べて、延べ面積の大きい住宅に居住している割合が高く、43.3%が50～69㎡の借家に居住している。

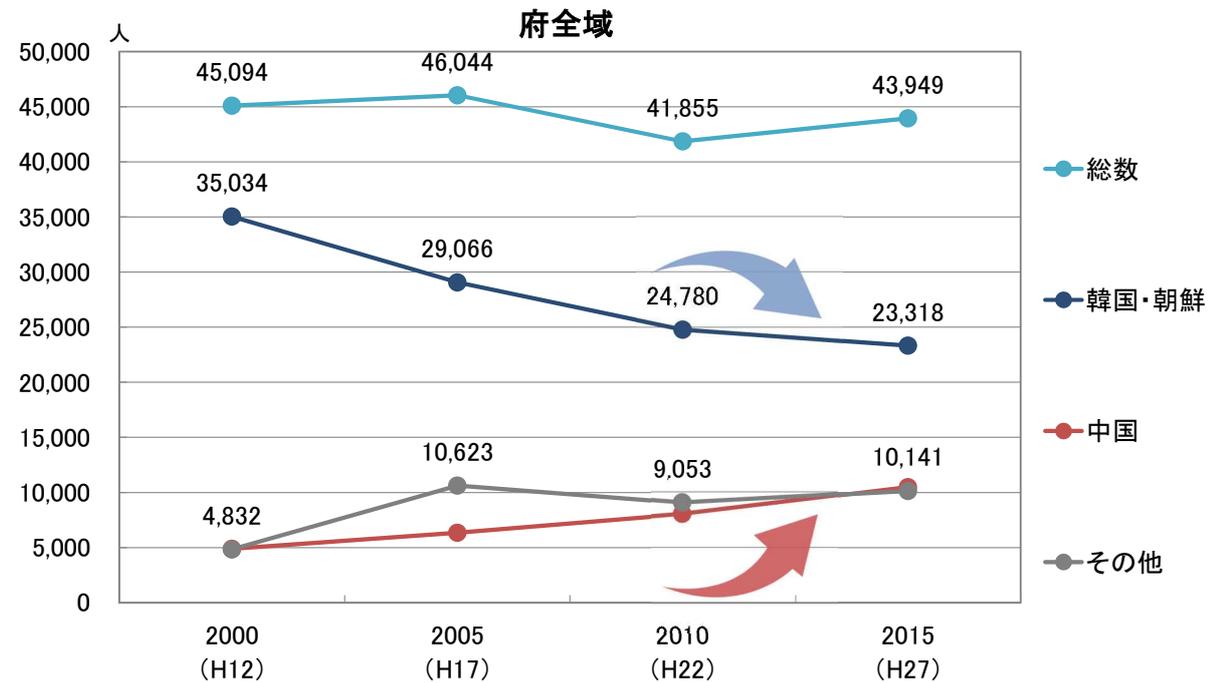


資料：H30住宅・土地統計調査（総務省）

## 23 外国人数の推移（京都府・地域別） <外国人>

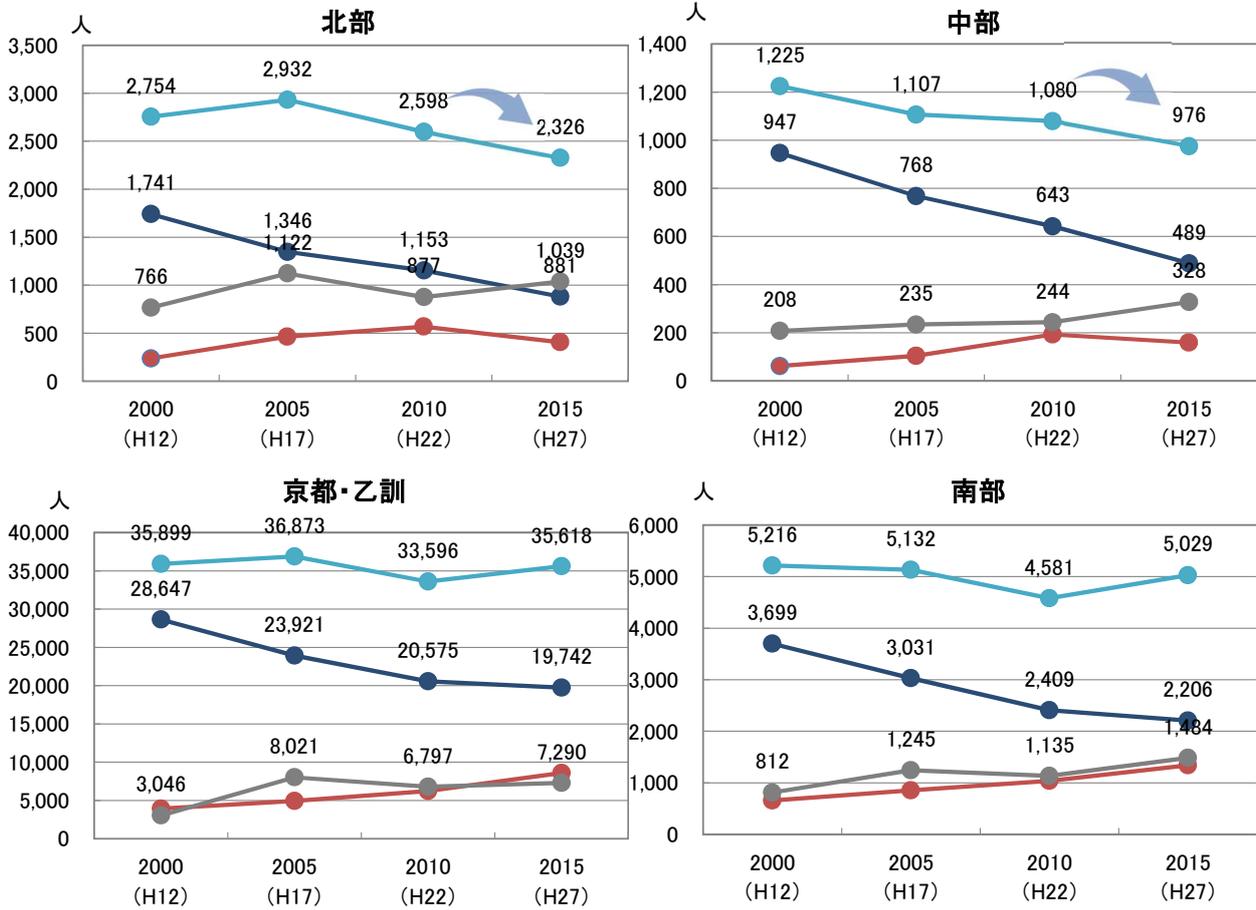
第2回基本政策部会資料再掲

・韓国・朝鮮籍の外国人数が減少傾向であるのに対し、中国籍の外国人数は増加傾向  
 ・地域別にみると、北部地域及び中部地域では外国人数が減少傾向であるのに対し、京都・乙訓地域及び南部地域では横ばい傾向にある。



(注1)その他には、無国籍及び国名「不詳」を含む。  
 (注2)国勢調査時における常住の外国人数であり、登録外国人数とは異なる。

資料：国勢調査（総務省）

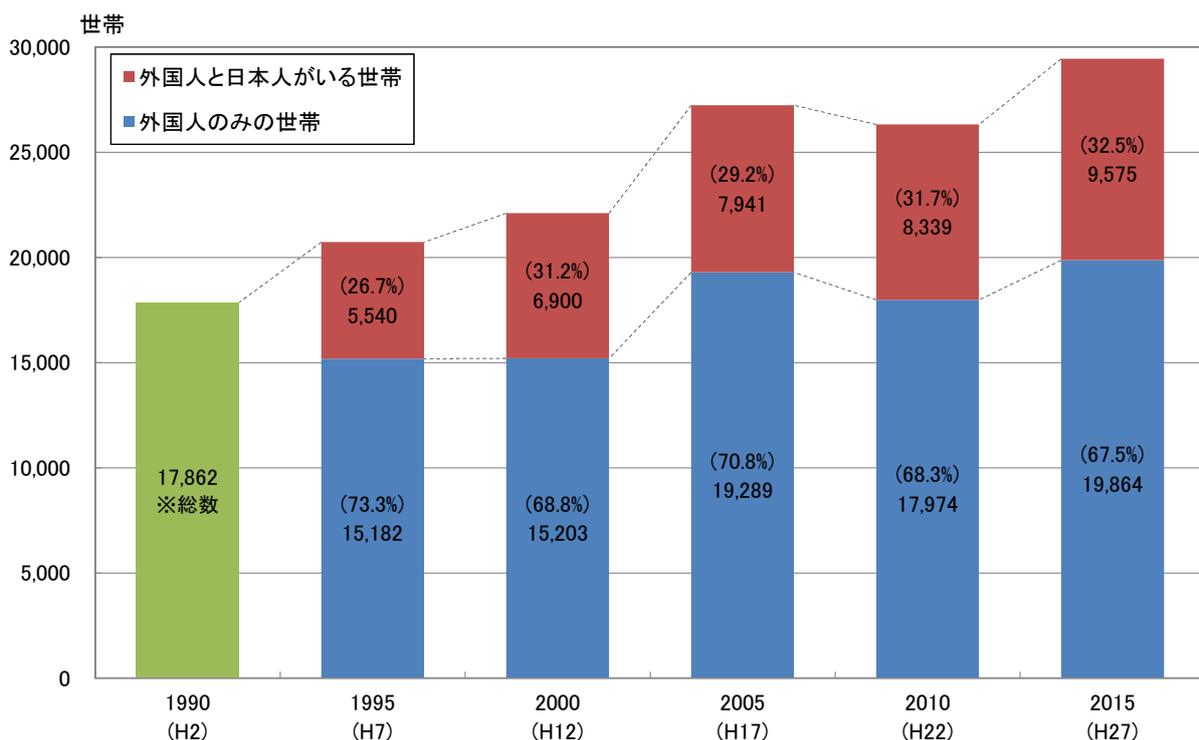


資料: 国勢調査(総務省)

## 24 外国人世帯数の推移 (京都府)

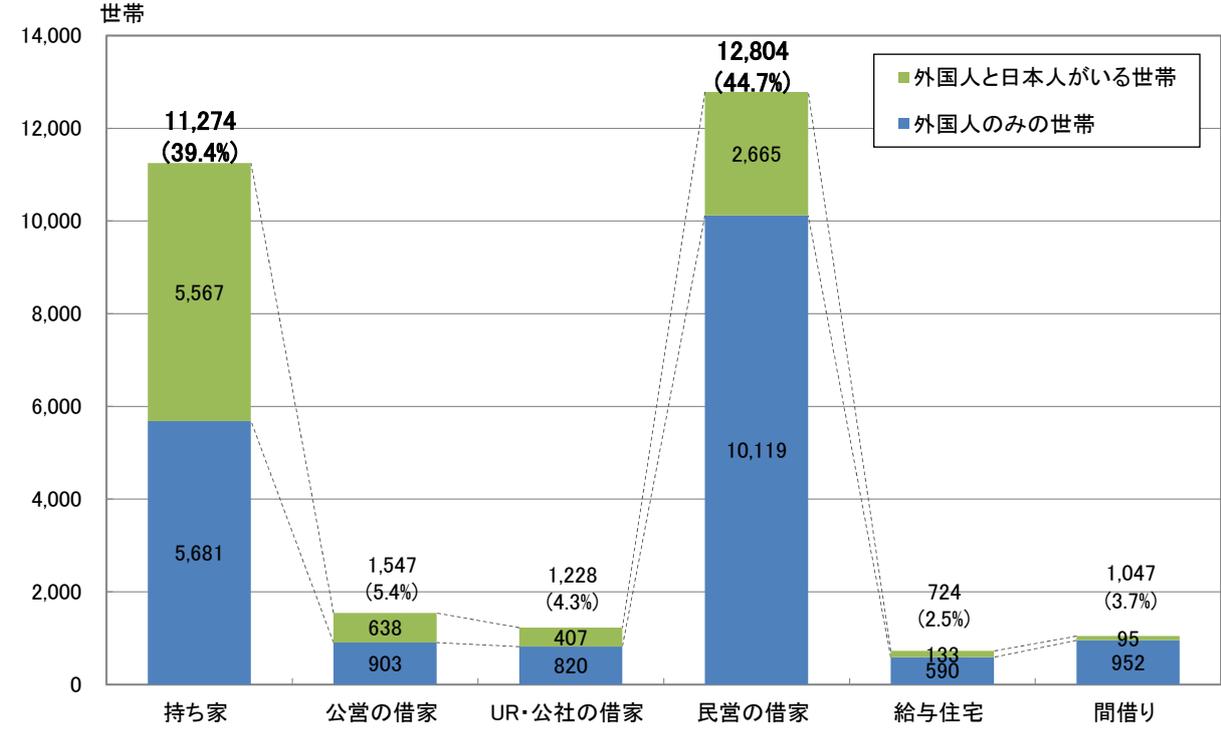
<外国人>

- ・外国人世帯数は増加傾向にあり、2015 (H27) 年時点で約2.9万世帯
- ・このうち、外国人のみの世帯が2015 (H27) 年時点で67.5%を占めている。



資料: 国勢調査(総務省)

- ・外国人のいる世帯の44.7%が民間賃貸住宅、39.4%が持ち家に居住している。
- ・持ち家では「外国人と日本人がいる世帯」の比率が約半数と高くなっている一方、民間賃貸住宅では「外国人のみの世帯」が79%を占めている。



(注)住宅以外に居住する世帯を除く。

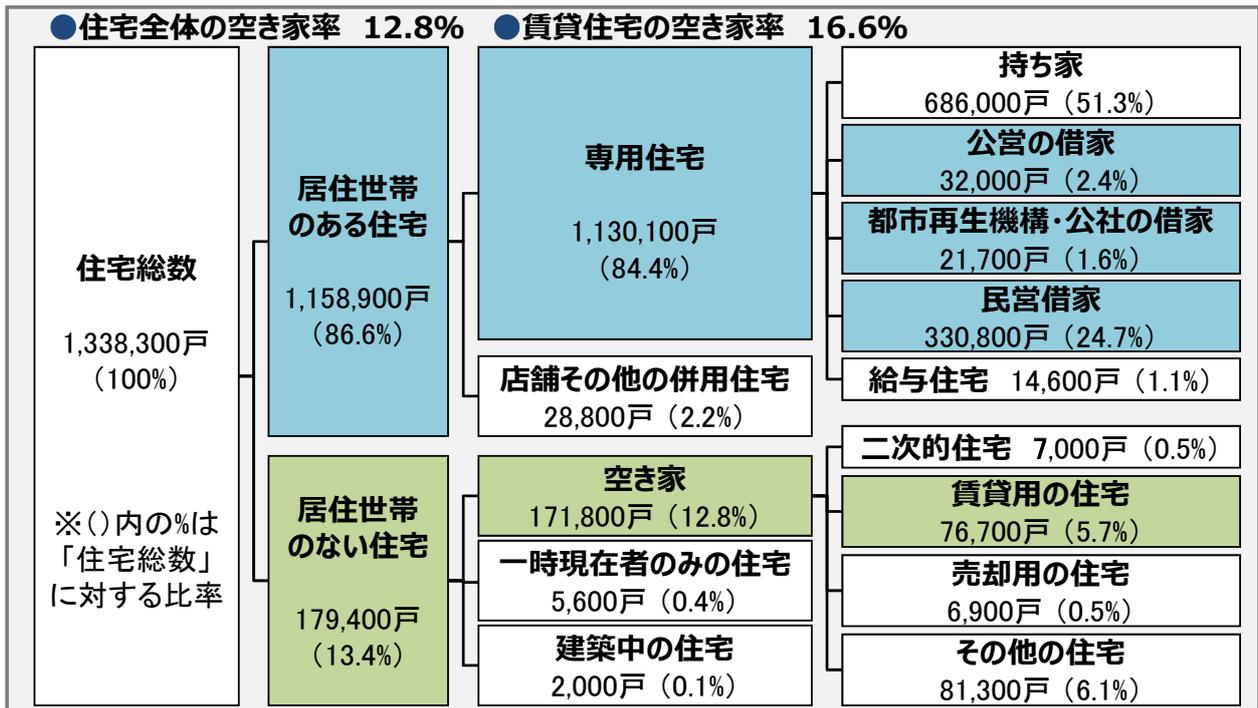
資料：H30住宅・土地統計調査（総務省）

## 住宅確保要配慮者に対する 賃貸住宅の供給状況

# 26 賃貸住宅ストックの概要（京都府）

第2回基本政策部会資料再掲

- ・住宅セーフティネット法の対象となる賃貸住宅ストックは、府全体で約46.1万戸
- ・このうち、空き家に該当するものは、7.67万戸で約16.6%を占める。



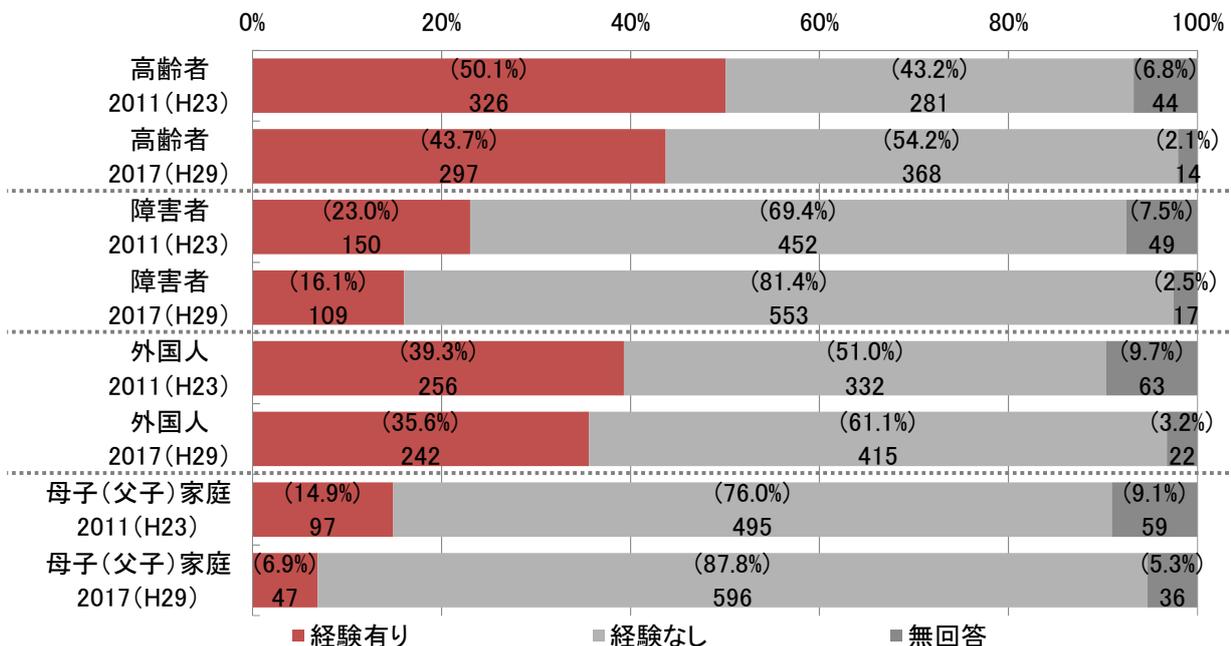
資料：H30住宅・土地統計調査（総務省）

- (注1)「二次的住宅」：別荘及び残業で遅くなった時に寝泊まりするなど、たまに寝泊まりする人がいる住宅  
 (注2)「一時現在者のみの住宅」：昼間だけ使用しているなど、普段そこに居住している者が一人もいない住宅  
 (注3)賃貸住宅の空き家率 = 賃貸用空き家 / (公営の借家 + UR・公社の借家 + 民営借家 + 賃貸用空き家)

# 27 賃貸住宅における入居拒否の状況（京都府）

第2回基本政策部会資料再掲

府内宅建業者に対するアンケート結果（2017（H29）年）によれば、前回（2011（H23）年）よりも解消の傾向にあるものの、依然として家主による入居拒否の実態は存在



賃貸住宅の媒介に際して、家主から断るよう言われた経験の有無

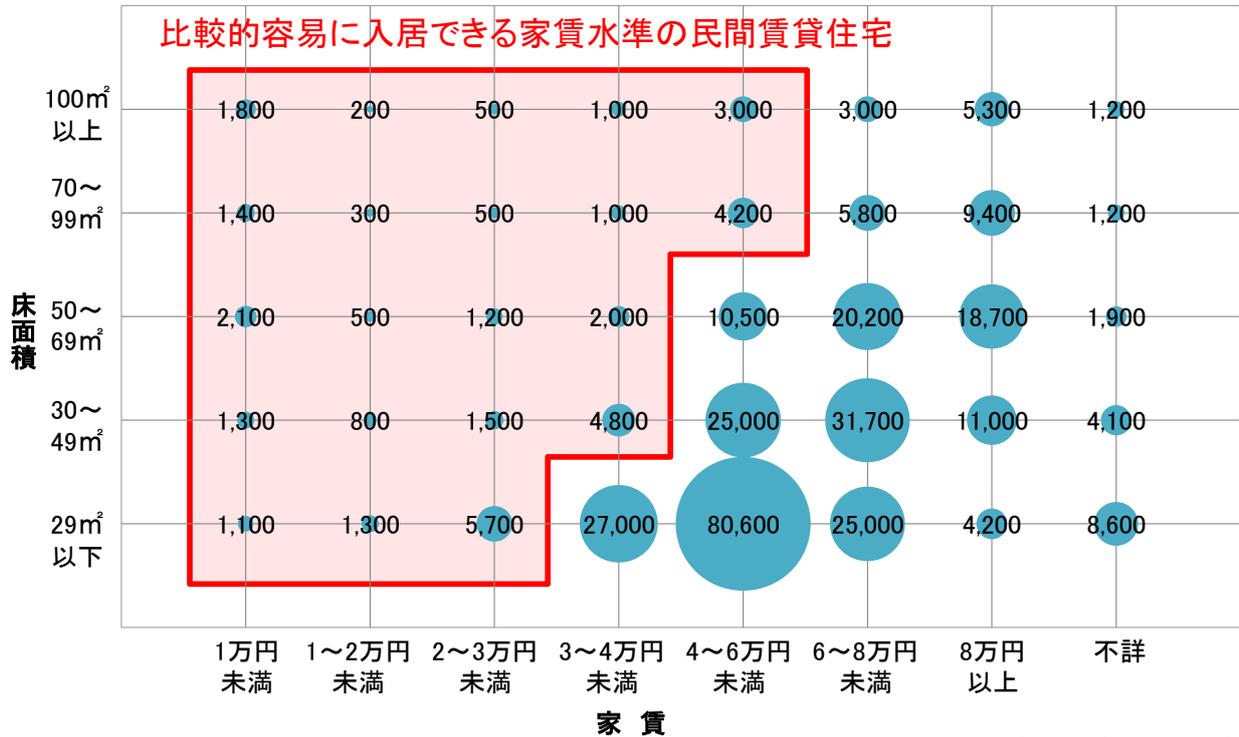
2011(H23)調査：N = 651  
2017(H29)調査：N = 679

資料：宅建業者を対象とした「人権問題についてのアンケート」(京都府建設交通部)

## 28 床面積別・家賃別民営借家数（京都府）

第2回基本政策部会資料再掲

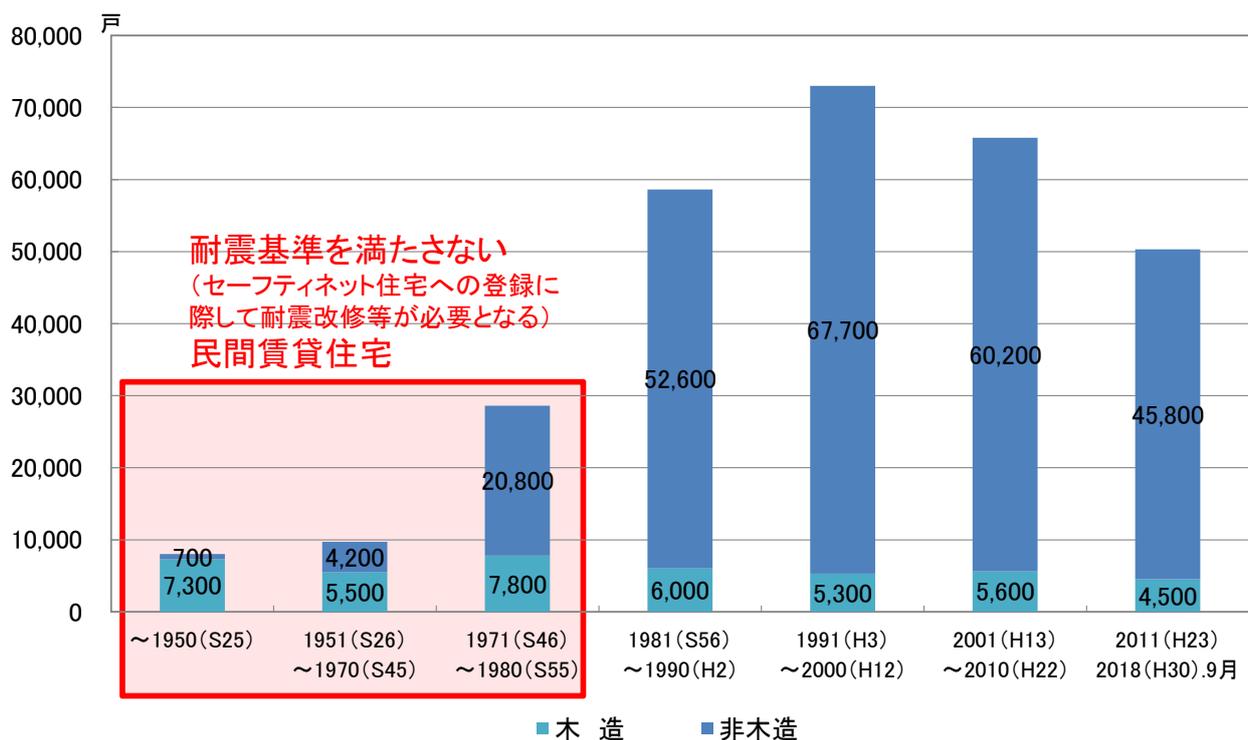
- ・床面積別・家賃別に民営借家数を比較すると、床面積29㎡以下・家賃4～6万円が最多
- ・比較的容易にできる家賃水準の民営借家数は、約3.6万戸で全体の約10%



## 29 建築年別民営借家数（京都府）

第2回基本政策部会資料再掲

- ・民営借家のうち、1981（S56）年以前に建築されたものは約4.6万戸で全体の約15.7%
- ・セーフティネット住宅の登録基準に適合させるためには、耐震改修等が必要となる。



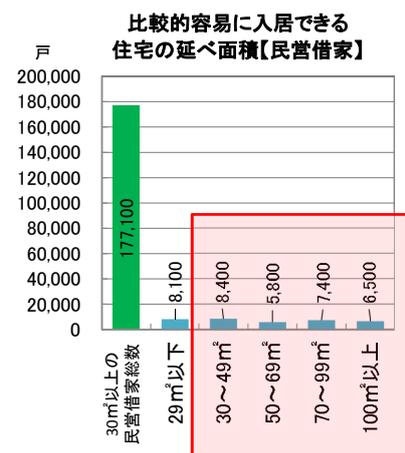
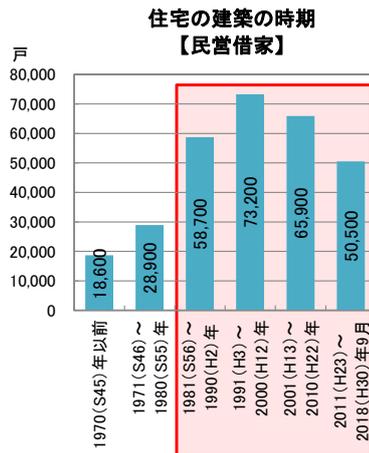
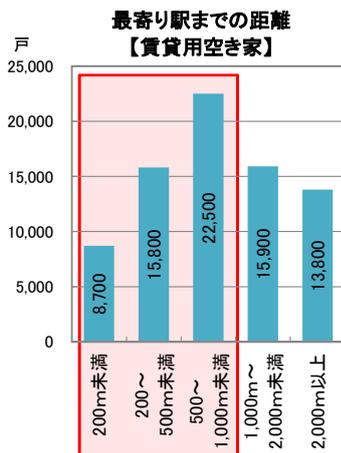
（注）建築年「不詳」を除く。

# 30 活用可能な民間賃貸住宅ストックの推計（京都府）

第3回基本政策部会資料再掲

立地・規模・耐震性を考慮した活用可能な賃貸用空き家の戸数は、約5,600戸（推計）

(1) 賃貸用空き家の総数	76,700戸
立地 (2) 賃貸用空き家のうち、最寄駅までの距離が1km未満の住宅の割合	61.3%
耐震性 (3) 民営借家のうち、昭和56年以降に建設された住宅の割合	74.6%
規模 (4) 30㎡以上の民間借家のうち、比較的容易に入居できる家賃水準の住宅の割合	15.9%
(1)×(2)×(3)×(4) ÷	
	<b>5,600戸</b>



資料: H30住宅・土地統計調査(総務省)

# 31 セーフティネット住宅の登録戸数（市町村別） [R3/4/6時点]

- ・セーフティネット住宅の登録戸数は、福知山市、京田辺市、舞鶴市、宇治市の順に多い。
- ・既存の登録住宅の多くは入居中であり、新たに入居可能な登録住宅の確保が課題

	登録数		うち空室	
	(棟)	(戸)	(棟)	(戸)
京都府計	767	5,945	20	24
京都市	23	35	4	8
福知山市	127	1,022	2	2
舞鶴市	90	598	2	2
綾部市	18	118	0	0
宇治市	51	541	1	1
宮津市	14	88	0	0
亀岡市	40	362	3	3
城陽市	30	241	0	0
向日市	16	147	2	2
長岡京市	33	325	0	0
八幡市	72	457	1	1
京田辺市	72	922	1	1
京丹後市	40	247	0	0
南丹市	33	182	0	0
木津川市	68	427	4	4
大山崎町	2	12	0	0
久御山町	10	60	0	0
井手町	6	29	0	0
宇治田原町	0	0	0	0
笠置町	0	0	0	0
和束町	0	0	0	0
精華町	9	59	0	0
南山城村	0	0	0	0
京丹波町	0	0	0	0
伊根町	0	0	0	0
与謝野町	13	73	0	0



資料: セーフティネット住宅情報提供システム